

～個人で医業等を営む方・関係税理士の方へ～

## 個人で医業等を営む方の 個人事業税の所得計算について

個人で医業等を営む方の医業に係る所得のうち、社会保険診療収入に係る所得金額については、地方税法の規定により、県税である個人事業税は非課税とされています。

このため、個人事業税では、社会保険診療に係る支払いを受けた金額（収入）は総収入金額に算入せず、また、当該診療に係る経費は必要経費に算入しないこととなり、個人事業税の課税所得となるのは、社会保険診療に係る所得金額以外の所得金額となります。

個人事業税の課税標準の算定においては、「社会保険診療に係る所得」と「それ以外の所得」を正しく分ける必要があります。

### 1 医業等とは

医業、歯科医業、薬剤師業

あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業をいいます。

### 2 個人事業税の税額の算定方法

①事業の総収入金額 － ②事業の必要経費 － ③事業専従者給与控除額 ＝ ④所得金額

$$\frac{⑦\text{所得金額} - ⑧\text{各種控除額} - ⑨\text{事業主控除額}}{\text{課税所得金額}} \times \text{税率} = \text{税額}$$

\*⑧各種控除額とは

損失の繰越控除額、被災事業用資産の損失の繰越控除額、特定非常災害に係る損失の繰越控除額、事業用資産の譲渡損失の控除額及び事業用資産の譲渡損失の繰越控除額のことをいいます。

\*⑨事業主控除額 年額290万円（ただし、事業の期間が1年に満たない場合は、月割により計算します。）

※ 所得税で認められている「青色申告特別控除」は個人事業税では認められていません。

### 3 医業等を営む場合の収入金額が（確定申告書上）「事業所得」となるもの

①社会保険診療収入（社会保険診療につき支払いを受けた金額）

＝社会保険診療に基づいて受領した金額（初診料及び患者の一部負担金を含みます。）

②自由診療等に係る収入

＝労災保険診療収入＋社会保険診療以外の診療報酬（一般の自由診療収入）

③その他の収入（雑収入）

①	根拠となる法律	各収入となる範囲
社会 保 険 診 療 収 入 に な る も の	健康保険法 国民健康保険法 船員保険法 高齢者医療の確保に関する法律(高齢者医療確保法) 国家公務員共済組合法 地方公務員等共済組合法 私立学校教職員共済法	療養の給付 (入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、家族療養費、特別療養費、訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費の支給に係る指定訪問看護を含む。)
	戦傷病者特別援護法	療養の給付、更生医療の給付
	母子保健法	養育医療の給付
	児童福祉法	療育の給付、医療の給付
	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	医療の給付
	生活保護法	医療扶助のための医療 介護扶助のための介護(※1・2・3) 出産扶助のための助産
	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律	医療支援給付のための医療 介護支援給付のための介護 出産支援給付のための助産
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 麻薬及び向精神薬取締法 感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律	医療
	介護保険法 (注：個人で行うことができるサービスは限られています。)	指定居宅サービス費用相当額(※1) 指定介護予防サービス費用相当額(※2) 介護保健施設サービス、介護医療院サービス、指定介護療養施設サービス費用相当額
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)	指定自立支援医療費用相当額 指定療養介護医療(療養介護に係る指定障害福祉サービス事業者等から提供を受ける療養介護医療をいう)費用相当額
	児童福祉法	肢体不自由児通所医療費用相当額 障害児入所医療費用相当額
	難病の患者に対する医療等に関する法律	特定医療費を支給することとされる支給認定を受けた指定難病の患者に係る指定特定医療のうち一定の部分
	児童福祉法	小児慢性特定疾病医療費を支給することとされる医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等に係る指定小児慢性特定疾病医療支援のうち一定の部分

②	区 分	当該収入となる範囲
自由診療等の収入	労働者災害補償保険法・国家公務員災害補償法・地方公務員災害補償法 公害健康被害の補償等に関する法律 自動車損害賠償責任保険	労働者災害補償保険診療 公害健康被害補償診療 自動車損害賠償責任保険診療（保険を適用しないもの）
	一般の自由診療（保険対象外のもの）	（例） 健康診断 予防接種 特定健康診査・特定保健指導 美容整形 正常妊娠助産（正常分娩）、妊娠中絶、 歯科自由診療（歯列矯正、金属床義歯等） 差額ベッド代 保険外併用療養費の差額徴収部分（評価療養、選定療養） 証明書等の作成料（手数料） 生命保険会社との契約による診断料等の金額、 その他自費による診療に係る収入
<b>③その他の収入（雑収入）</b> 社会保険診療収入、自由診療等収入に属さない収入金額		

※ 以下のものに限りません。

- 1 居宅介護のうち…訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護
- 2 介護予防のうち…介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護
- 3 施設介護のうち…介護保健施設サービス、介護医療院サービス

### 事業所得の申告について

個人で事業を行う方は、毎年3月15日までに、前年中の事業の所得を申告しなければなりません。（所得税の確定申告書又は住民税の申告書を提出された場合は、個人事業税の申告書を別途提出する必要はありません。）

（注）確定申告をする場合は、事業税が非課税となる社会保険診療報酬に係る所得金額を、『確定申告書（第二表）』の「住民税・事業税に関する事項」の「非課税所得など」欄に記入してください。

○ 住民税・事業税に関する事項

事業税	非課税所得など 不動産所得から差し引いた 青色申告特別控除額	番号	所得金額	円

#### 4 医業等を営む個人の課税所得金額の算定

① 課税所得、非課税所得が区分されているもの

課税所得又は非課税所得に対する収入金額及び必要経費について、自己の経理に基づく関係資料によって算定した数値をもって申告があったもので、適正と認められるものにあつては、当該課税所得を課税所得金額とします。

② 課税所得、非課税所得が区分されていないもの又は区分が明確でないもの

課税所得、非課税所得に係る収入金額については経理区分は明確であるが、必要経費については経理区分上明確でない場合は、課税所得金額の算定に当たっては、総所得に次により算出して得たあん分率を乗じて得た金額を課税所得金額とします。

(あん分率)

$$\frac{\text{自由診療等収入} + \text{その他の収入}}{\text{社会保険診療収入} + \text{自由診療等収入} + \text{その他の収入}}$$

※当該あん分率は、小数点以下第6位未満を切り捨てた数値

※ 経費の戻入であるものや実質的に所得に反映していない収入(収入が特定の経費と一対となり、かつ収益性がない補助金等)は「その他の収入」に含めません。

③ 租税特別措置法第26条(社会保険診療報酬の所得計算の特例)の規定の適用を受けるもの

上記①・②にかかわらず、租税特別措置法第26条の規定の適用を受けているものについては、当該規定により計算した自由診療等に係る合計所得金額を課税所得金額とします。

※ 租税特別措置法第26条に規定する「社会保険診療報酬の所得計算の特例」とは、所得の計算上、実際の経費ではなく、「概算経費率」により計算した金額を必要経費とすることができるというものです。

【適用を受けるための要件】

社会保険診療報酬につき支払いを受けるべき金額が5,000万円以下であり、かつ、医業又は歯科医業から生ずる事業所得に係る総収入金額に算入すべき金額の合計額が7,000万円以下であること。

所得金額の確認のため、確定申告で提出された決算書等その他経費等の額や事業内容を確認できる書類の提出をお願いすることや、調査にお伺いすることがあります。

〔お問い合わせ〕

事業所名・課名	郵便番号	所在地	電話番号	管轄区域
和歌山県税事務所 事業税課	640-8585	和歌山市小松原通1-1 (県庁第2南別館)	(073)441-3403	和歌山市・海南市 紀美野町
紀北県税事務所 課税課	649-6223	岩出市高塚209 (那賀総合庁舎内)	(0736)61-0067	橋本市・紀の川市 岩出市・伊都郡
紀中県税事務所 課税課	643-0004	有田郡湯浅町湯浅2355-1 (有田総合庁舎内)	(0737)64-1260	有田市・御坊市 有田郡・日高郡
紀南県税事務所 課税課	646-8580	田辺市朝日ヶ丘23-1 (西牟婁総合庁舎内)	(0739)26-7937	田辺市・新宮市 西牟婁郡・東牟婁郡